

母校運動部・文化部の国際交流助成基準

母校運動部・文化部が国外で行われる国際交流活動を実施する場合、下記基準に基づきこれを助成することができる。

1. 適用基準

- ①助成対象となる運動部・文化部はそれぞれ体育会、文化団体連合会に所属する部に限る。
- ②対象となる国際交流活動は、次の要件を満たされていないといけない。
 - a. 国際交流する相手が明確であること。
 - b. 国際交流活動の目的、内容が明確であること。
 - c. レベルの高い交流相手のコーチを受けるなど当該部のレベルアップに役立つこと。
 - d. 相手国における日本文化、スポーツの普及活動に役立つこと。
 - e. 助成は同じ部に対して年1回を限度とする。
 - f. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一橋大学の活動方針」を始めとする、大学が定めた活動方針に準拠していることにつき、大学の事前確認を取得すること。

2. 助成基準

助成金は1件30万円を限度とし、予算総額の30%を超えないこと。

3. 報告

国際交流活動実施後、1か月以内に当該部は決算報告を含む報告書を提出し、助成金の精算を行う。

4. 助成の取り消し

実施された国際交流活動が、計画の趣旨と著しく異なっていると判断された場合は、助成を取り消し、支払済みの助成金の返却を求めることができる。

5. 申請手続き

助成を希望する運動部・文化部は、適用基準に定める条件を承諾の上、国際交流活動の計画書を如水会に提出する。

- ① 提出書類 計画書、予算書、大学長名の申請書（学生支援課より）
- ② 提出先 如水会 事業グループ
- ③ 助成決定 提出された内容は、組織強化委員会で審議され、理事会に付議して決定する。

平成22年10月15日改定

令和3年1月13日改定

令和3年11月10日改定

<申請について>

運動部・文化部の各団体において助成金を申請する場合は、年度初めに如水会事務局に連絡すること。
(OBOG会がある団体は、事前に補助金を援助いただけるかOBOGに相談してください。)

◆連絡先（事業グループ）：jigyo_group@josuikai-office.or.jp または、03-3262-0111

- ①海外遠征渡航計画書と参加メンバー表および費用概算書を作成し、如水会事務局に説明に来ること。
- ②学生支援課に行き、①で如水会に提出したものと同様の書類を大学に提出すること。

【大 学】一橋大学長名で学生の助成金申請について、如水会理事長宛に文書で提出する。（学生支援課）

【如水会】如水会事務局にて、国際交流助成基準に合致しているか検討の上、組織強化委員会に提出し審議を諮る。
委員会審議を経て、同月開催の理事会での最終承認をもって助成を決定する。

如水会理事長名で申請が承認された旨、一橋大学長宛に文書を郵送する。（学生支援課宛）

*注：最終的な助成金額は帰国後の報告と実際にかかった費用精算により決定します。